

❖ ポイント交換申請から還元までの流れ ❖

1 申請



- ボランティアポイント制度の活動期間は、3月から翌年2月までとなっております。活動期間中に貯まったポイントを4月から翌年の3月10日までの期間のうち年1回、交換申請することができます。
- 交換申請の際は、**ポイント手帳を必ず持参**してください。
※ポイント還元品は商品券もしくはバスカードとなります。
(10ポイントで1,000円相当とし、年間50ポイント5,000円を上限)

2 交付決定



- 交換申請後、ボランティアセンターでポイント照会を行い、市の審査を経て「交換可否決定通知書」が、地域福祉サポーターへ送付されます。
※市税や介護保険料等の滞納がある方はポイントの交換ができないこととなっております。

3 ポイント交換

- 市から交換可否決定通知書が届いたら交換可否決定通知に記載された交換期間内にボランティアセンターへ行き、ポイント交換品を受け取ります。
- 持参する物…**交換可否決定通知書、印鑑(シャチハタ不可)、身分証明書(運転免許証、健康保険証など)**

留意事項

- ポイント還元は10ポイント単位となります。10ポイント未満は切り捨てとなりますのでご注意ください。
- ポイントは次年度へ繰り越すことはできません。

「青森市ボランティアポイント制度」については、インターネットホームページからもご覧いただくことができます。

〈青森市ホームページ〉 …制度の内容

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kenko-fukushi/fukushi/syakaifukushi/volunteer-point.html>

〈青森市ボランティアセンター〉 …登録手続き等

<http://www.aomoricity-shakyo.or.jp/volunteer/borantiapoint.html>



【お問い合わせ先】

◎制度に関すること

青森市福祉部福祉政策課

TEL.017-734-5313

◎登録・申請等に関すること

青森市ボランティアセンター

TEL.017-723-1340